（３）他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
①　（１）①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
②　（３）①と緊急に行った導入との関係	
（４）特定重要設備の導入を緊急に行うほかに適当な方法がなかったこと	
①　緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
②　他の手段によっては（１）①に対応できなかった理由	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）

変更の内容を記載した　導入等計画書
緊急導入等届出書
（重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の変更をした場合）

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第１項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第５項において準用する同条第１項の規定により、緊急導入等届出書の変更）をしたので、同条第３項に基づき、次のとおり届け出ます。

１．変更の内容

（１）変更をした届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）	
	特定重要設備の区分及び名称		
	重要維持管理等の委託の内容		
（２）変更事項			